

規 則

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第六十二号）の施行期日は、平成二十九年十二月二十五日とする。